

○高浜市生活困窮世帯の子どもに対する学習等支援事業実施
要綱

平成27年9月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第6条第1項第4号の規定に基づき市が実施する生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業（以下「事業」という。）について、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へ世代を超えて連鎖するいわゆる貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯及び生活困窮者（法第2条第1項に規定する生活困窮者をいう。以下同じ。）と同一の世帯（以下「生活困窮世帯」という。）に属する子どもに対する学習等の支援を推進することを目的とする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、市とする。ただし、次に掲げる要件を満たす者であって、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他市長が適当と認めるものに、市が直接行うこととされている事務を除き、事業の全部又は一部を委託して実施することができる。

- (1) 事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できること。
- (2) 事業の趣旨を十分に理解していること。
- (3) 事業を健全に遂行するに足りる人員及び財政的基礎を有すること。
- (4) 子どもに対する学習等の支援又は相談支援の実績があること。
- (5) 個人情報取扱いについて、適切な保護措置を講じていること。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- ウ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- カ 破産者で復権を得ない者
- キ 役員のうちアからカまでのいずれかに該当する者がある者
- ク アからキまでに掲げる者のほか、その行った事業（過去5年以内に行ったものに限る。）に関して関係法令の違反その他の不適切な行為をした等の理由により、事業を行わせることが不適切であると認められる者

（対象者）

第4条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、原則として、市内に居住する生活保護受給世帯又は生活困窮世帯に属する子どもであって、中学校又は高等学校等に在学する生徒若しくは学生とする。

（事業の内容）

第5条 事業の内容は、学習支援教室の開催、居場所の提供、進路相談、保護者に対する養育支援その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援（以下「学習等支援」という。）とする。

2 学習等支援は、高浜市子ども健全育成支援員設置規則（平成27年高浜市規則第15号）に基づき高浜市福祉事務所に置く子ども健全育成支援員と緊密に連携しつつ、実施するものとする。

(職員等の配置)

第6条 事業の実施に当たって、第3条の規定により事業の全部又は一部の委託を受けたもの(以下「受託者」という。)が置くべき職員等及びその員数は次のとおりとする。

(1) 事業の実施責任者 1名

(2) 学習等支援を行う職員(以下「学習等支援員」という。) 1名以上

(3) 学習等支援を行うボランティア(以下「学習等支援ボランティア」という。)事業を効果的に実施するために必要な員数

2 事業の実施責任者及び学習等支援員は、子どもの学習支援及び健全育成支援等について理解及び熱意がある者であって、学習等支援を適切に行うことができる人材とする。

(学習等支援ボランティアに対する研修)

第7条 受託者は、学習等支援ボランティアに対して、事業の実施に関する研修プログラムを策定し、これに基づき、教育研修を実施するものとする。

(実施施設)

第8条 事業は、原則として、市内の公共施設その他の事業を実施するために適当な施設において実施するものとする。ただし、対象者の状況等を踏まえた上で、必要に応じて、学習等支援員がその居宅を訪問して事業を実施することができる。

(実施日数及び実施時間数)

第9条 受託者は、学習等支援を少なくとも毎週1回以上実施するものとする。この場合において、1回あたりの実施時間数については、原則として6時間以上とし、市長と受託者が協議して定めるものとする。

(利用申込及び利用決定)

第10条 事業の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)の保護者は、高浜市学習等支援事業利用申込書(様式第1。以下「申込書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書を受理したときは、利用希望者の事業の利用の適否を審査するものとする。

3 市長は、前項による審査の結果、利用希望者が事業を利用することが適当であると判断したときは、当該利用希望者を事業の利用者(以下「利用者」という。)と決定(以下「利用決定」とい

う。)し、高浜市学習等支援事業利用承認通知書(様式第2。以下「承認通知書」という。)により、当該利用希望者の保護者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により利用決定を行った場合は、遅滞なく第1項の申込書及び前項の承認通知書の写しを受託者に送付するものとする。

5 市長は、第2項の規定による審査の結果、利用希望者が事業を利用することが不相当であると判断したときは、その旨を高浜市学習等支援事業利用不承認通知書(様式第3)により、当該利用希望者の保護者に通知するものとする。

(利用申込の特例)

第11条 前条の規定にかかわらず、市長が別に定める期間においては、利用希望者は受託者を經由して市長に行う簡易な利用登録により、暫定的に前条第3項の利用決定を受けたものとみなす。

2 受託者は、前項の利用登録を行った利用希望者の名簿を作成し、市長に提出するものとする。

(利用料等)

第12条 事業の利用料は無料とする。ただし、食材料費等については、市長と受託者が協議の上、実費相当額を徴収することができる。

(実施状況の報告等)

第13条 受託者は、利用者ごとに学習支援教室等の参加状況を記録するとともに、毎月、事業の実施状況を高浜市学習等支援事業実施状況報告書(様式第4)に記録し、翌月10日までに市長に報告しなければならない。

2 受託者は、利用者が学習支援教室等に長期にわたり参加しないときは、その理由を利用者本人及び保護者から聴取するものとする。

(秘密の保持)

第14条 受託者は、事業の実施により知り得た情報について、個人情報保護及び漏えい防止に関して周知徹底を図らなければならない。

2 受託者の役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。委託業務が終了した後においても同様とする。

(緊急時対応等)

第15条 受託者は、事業の実施に関して、事故その他の緊急事態等が発生した場合は、速やかに保護者及び市の担当者に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(実施状況の聴取)

第16条 市長は、必要に応じて、受託者から事業の実施状況について聴取を行うことができる。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。